序章

私たちのまち「いちのせき」は、平成17年9月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村の1市4町2村が合併し誕生、さらに、平成23年9月に藤沢町と合併し、現在の「一関市」となりました。

合併前のそれぞれの市町村では魅力あるまちづくりを進めるとともに、生活圏・経済圏・文化圏を同じくする地域として、互いに連携し、協力し合いながら地域づくりに取り組んできました。

こうして築きあげられてきた絆をもとに、地域発展に対する強い意志を結集し、目指 すべき将来像をひとつにする新しいまちが生まれました。

これまで、平成 18 年度 (2006 年度) から平成 27 年度 (2015 年度) までの 10 年間を計画期間とする一関市総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)に基づき、基本構想に掲げた将来像「人と人 地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

また、新市としての基礎づくりに加え、一関、花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎 及び藤沢の各地域において、それぞれの特色を生かした事業に取り組むとともに地域課 題の解決に向け対応してきたことから、当市の目指す中東北の拠点都市の形成に向けた まちづくりは順調に進んでいます。

一関市は、岩手県南に広がる豊かな風土に抱かれ、美しい自然と伝統ある文化に彩られており、市内には、歴史の中で培われてきた特有の文化や産業が息づき、人々の心のよりどころにもなっています。こうした財産を資源としてとらえ、育み、生かすことで、まちはさらに発展することができます。

今後は、少子化、高齢化及び人口減少社会へと進む中で、地域の活力の低下など多方面にわたり、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。一関市が活力あるまちとしてさらに発展していくためには、これらの課題に正面から向き合いまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、市民、地域、行政がまちづくりの主体として絆と連携を深めていくことが大切です。すべての市民が健康で生きがいのある暮らしを送り、子どもからお年寄りまで、みんなの心が通い合い支え合う住み良いまちを築いていかなければなりません。

平成 26 年 11 月 27 日 (木) 第7回総合計画審議会【資料No.32】当日配付

また、今を生きる私たちのためだけではなく、次世代のために、安心して暮らせるまち、自信を持って誇れるまちを創造していくことが私たちに課せられた使命です。

私たちは、自らの手で、未来の一関への熱い思いを込めてこの計画を策定し、みんなで手を携え、幸せに満ちた明日を創りあげることを目指します。

この基本構想は、平成 28 年度 (2016 年度) を初年度とし、平成 37 年度 (2025 年度) を目標年次とします。

第1章 一関市の将来像 みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関

まちの主役は市民一人ひとりです。一人ひとりが持つ個性や能力を生かしながら、自らが主体となってまちづくりを進めることにより、いきいきとしたコミュニティが生まれ、人もまちも輝きます。

一関市には、人と自然の中で培われた歴史や文化があり、それぞれの地域には、豊かなコミュニティがあります。市民が地域の中で、共に支え合い、助け合うとともに、人間としての尊厳を認められ、自己実現を目指すことにより、生涯にわたり健やかで心豊かに、幸せを感じながら暮らしていくことができます。

また、自然、歴史、文化などの地域資源だけではなく、市民一人ひとりや市民のネットワークについても郷土の宝として育み、まちづくりに活用することにより、新たな魅力が生まれ、次世代が誇ることができるまちになります。

市民一人ひとりの幸せを実現するため「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く 一関」を将来像に掲げます。

第2章 将来像を実現するためのまちづくりの考え方

将来像を実現するためには、市民、企業、行政などが協働・連携し、まちづくりに取り組むことが必要です。

そこで、次の4つの考え方でまちづくりを進めていきます。

●「郷土の宝物」 地域資源を活用しよう

先人が守り、築いてきた風土である豊かな自然、歴史、文化や農林産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源などの地域資源は一関市に輝きを与える宝物です。

誰もが魅力を感じることができるまちにするため、既にある地域資源を活用するほか、 まだ気づいていない資源を市民一人ひとりの知恵と工夫により掘り起こし、みがき、活 用します。

●「住民主体」 自ら考え共に行動しよう

市民は、互いに助け合いながらまちづくりに主体的に参画します。

行政は、市民がまちづくりについて知り、考え、行動できるような市政を推進し、市 民とともにまちづくりに取り組みます。

市民、企業、行政など多様な担い手が、それぞれの立場や責任に応じて相互に協力関係を築き、役割を分担し、共に行動します。

●「次世代支援」 郷土を誇りに思う心を育てよう

まち全体で人を育むことは、郷土を誇りに思う心を育み、この誇りが地域づくりを担 う気持ちへとつながります。

家庭、学校、企業、地域、行政などそれぞれの持てる力を結集し、人材の育成を図り 未来の一関を担う次世代を支援します。

●「安全・安心」 みんなで支え合い暮らしていこう

すべての市民が安全に安心して暮らせることは、まちづくりの根幹となるものです。 行政、関係機関、地域などが協力し合い、安全なまちを実現するとともに、市民同士 がつながり、共に支え合うことで、いつまでも安心して暮らすことができます。

第3章 将来像を実現するためのまちづくりの目標

将来像を実現するためには、どのような施策に取り組んでいくかの考えをしっかりと 持ち、着実にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、各施策の実施に向けて、事業を体系的かつ効果的に展開していくため、次の 5つをまちづくりの目標として掲げます。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、一人ひとりが 持てる力を発揮することができる場を創出することが必要です。

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や事業の誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図り、若者が地域に定着する魅力あるまちを目指します。

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

活力ある地域にするためには、新しい風を呼び込み、市内外で交流、連携し、市民活動や経済活動を活性化させていかなければなりません。

人、もの、情報が行き交うための基盤整備を促進するとともに、国際化に対応した地域づくりを進め、活発な交流により活力あるまちを目指します。

3 みんなで人と心を育み子育てを応援するまち

子どもを安心して生み育てるためには、家庭、学校、地域、行政が一体となり、子育 てしやすい環境づくりを進め、地域全体で支えていくことが必要です。

子育て世代への支援をさらに充実させるとともに、市民一人ひとりが生涯学習やスポーツ、レクリエーション、芸術・文化に生涯にわたって、いきいきと取り組むことができるまちを目指します。

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重な自然の恵みを 確実に次世代へ引き継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築にみんなで取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

平成 26 年 11 月 27 日 (木) 第7回総合計画審議会【資料No.32】当日配付

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市民誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、市民、地域、企業、行政が一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取り組みを進め、いつまでも笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

第4章 構想の推進

1 市民主体の地域づくり活動の促進

市民が郷土に誇りと愛着を持ち、住み良いまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが自発的に、また互いに、行政と地域の特性や課題などを共有したうえで、役割を分担しながら、市民自らがまちづくりの主体であり、かつ担い手であるという意識をもって決定し、実行していく必要があります。

そのため、これまでの地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、地域の活性 化への取り組みをはじめ福祉活動や環境美化活動、伝統・文化の継承活動など、市民が 主体となって行う地域づくり活動を支援します。

また、地域づくり活動の中心的な役割を担う人材の育成のための学習機会を確保、提供しながら市民の参画意識の向上に努めるとともに、自主的な活動を促進します。

2 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

少子化、高齢化及び人口減少の進行による社会構造の大きな変化を見据えながら、行政に対する多様な市民ニーズや課題にも対応していく必要があります。

そのためには、市民と行政とがお互いの信頼関係を構築して連携して課題に取組んでいく「協働のまちづくり」の視点が不可欠であり、市民組織、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが大切です。

地域協働により、市民一人ひとりが地域を支え、創る一員となり、相互の連携強化と 創意工夫により様々な「協働の形」を作り、行動することによって「支え合いの仕組み が実践される住み良い地域社会」の実現を目指します。

3 健全な行財政運営

自立性の高い総合行政体の確立に向け、社会構造の変化に対応した行政サービスのあり方を検討し、課題や需要に的確にかつ柔軟に対応できる機能性を重視した組織機構の体制づくりを進めます。

また、施策を効果的に展開するための体制の整備、個別外部監査制度の的確な運用による透明性の向上、個人情報の適正な取り扱いの確保、窓口サービスの充実、職員の意識改革の推進など、市民の視点に立った行政運営を行います。

さらに、行政改革大綱とこれに基づき改革を具体に推進する集中改革プランを市民の参加により策定し、行財政改革を推進するとともに、負担とサービスの公平性など行政サービスのあり方を常に点検し、中長期的な財政見通しのもとに、経費の節減や効率的、効果的な執行など健全な財政運営を堅持します。

公共施設の管理運営にあたっては、コスト縮減やサービスの一層の充実等を図る観点から検討を行い、指定管理者制度の活用や民間団体等との連携により効率的、効果的な運営を行います。

今後、公共施設の老朽化や人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくこと も予想されることから、公共施設の状況を把握し、サービスの必要性について検討を進 め、更新・統廃合・長寿命化など、効率的な整備を図ります。

4 広域連携の推進

近隣の市町村がそれぞれの魅力をお互いに活用し、相互に役割分担し、連携協力することで、暮らしに必要な諸機能を総体として確保し、効果的、効率的な行政サービスの 展開を図り、安心して暮らせる地域をつくります。

特にも、生活圏、経済圏、文化圏を同じくする平泉町とは、平泉文化を構成してきた歴史的な結びつきや文化財資源、観光資源を活用し、「平泉の世界遺産」を中心として有機的に結び付け、人口減少や高齢化などに対応できる地域づくりのため、お互いの特性と機能を尊重しながら定住自立圏として一層の連携強化のもと、共に一体の圏域としての発展を目指します。

さらには、岩手県南地域、宮城県北地域等の市町村との連携を図り、災害時の相互応援の取り組みなど生活圏を超えた圏域との交流や連携を推進するとともに、中東北の拠点都市として機能の充実を目指します。

また、これまで培ってきた他地域との友好的な取り組みを生かしながら、友好都市、 姉妹都市など多彩な交流の推進を図るとともに、「いちのせき」を全国へ発信します。